

# 兵庫県弁護士会 民事家事事件当番弁護士

兵庫県弁護士会イメージキャラクター



「ヒマリオン」

- ・裁判所から訴状や調停期日の呼出状が届いたが、  
どう対応すれば良いの…？
- ・弁護士を付けずに裁判を起こしたけれど、やっぱり弁護士  
に相談してみようかな、どうしよう…？

この様なお困り事はありませんか？

兵庫県弁護士会では、既に兵庫県内の裁判所が受理した民事事件

・家事事件で、弁護士に相談されていない方を対象に、初回のみ  
無料（20分程度）で、弁護士が面談で裁判の手続きの流れや事  
件のポイント等についてのご相談をお受けします。

ご相談は秘密厳守です。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 【申込み方法】

- ①お手元に裁判所から届いた訴状等の書類をご用意の上、  
お電話下さい。ご都合の良い相談場所をご案内します。  
受付の際には、兵庫県内の裁判所において、裁判・調停・  
審判中であることをお知らせ下さい。

申込電話（民事家事当番弁護士）

TEL 078-341-5000

受付時間：平日午前10時から午前11時45分、午後1時か  
ら午後3時

※原則ご本人様からの相談に限ります。

※裁判・調停・審判中でない場合は、この相談の利用は出来ません。なお、兵庫県内  
の裁判所が受理した民事事件・家事事件に関する相談でなければ利用出来ません。

※相談場所は兵庫県弁護士会総合法律センター神戸相談所、または兵庫県内の当番  
弁護士事務所での面談相談となります。

- ②相談日当日は、裁判所から届いた訴状・呼出状等の書類  
を必ずお持ち下さい。

※持参のない場合は無料相談をお受け出来ませんのでご注意下さい。